

令和5年度 全国要請推進部長会次第

1 日時 令和5年7月6日(木) 11:00～16:00 (10:00からオンライン接続開始)

2 内容等

(1) 開会行事

- ① 開会の言葉 総務・調査部 鹿野 公敬
- ② 会長あいさつ 会長 吉原 勇
- ③ 日程説明 総務・調査部 穂本 忠明

(2) 全体会

- ① 全公教調査結果報告 総務・調査部 八幡 昌樹
- ② 要請文の解説と課題 副会長 岸川 孝

～ 昼 食 休 憩 ～

(3) 講演会

- ① 講師紹介 総務・調査部長 佐々木 香織
- ② ご講演 演題「教員不足を改善する令和のチーム学校体制の構築」
講師 日本大学 文理学部 教授 末富 芳 様
- ③ 質疑応答 総務・調査部 穂本 忠明
- ④ 謝辞 総務・調査部 宇賀村 康子

(4) 分科会

- ① グループ協議の進め方説明 総務・調査部 穂本 忠明

～ 休 憩 ～

② グループ協議

- ③ グループ協議の発表 各グループの発表者

(5) 閉会行事

- ① 諸連絡 総務・調査部 穂本 忠明
- ② 閉会の言葉 副会長 渡辺 明日子

※全国要請推進部長会終了後、アンケートへのご記入をお願いします

<https://forms.gle/wTnUjrtFmpwPMfwM6>



令和5年度 文教施策・文教関連立法並びに予算措置等に関わる要請

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、令和2年3月から始まった3ヶ月に渡る全国一斉臨時休業や感染防止や昨年度の緊急事態宣言における「学校の新しい生活様式」の導入など、全国の小中学校・義務教育学校をはじめ多くの子供たちならびに教育関係者に多大な影響を与えました。一方で、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用など、急速な技術革新を見据えた社会の大転換に対応し、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活用できるようにする上で、教育の果たす役割は大きいといわれています。いわゆるコロナ禍も3年が過ぎ、新型コロナウイルス感染症への対応にも変化の兆しが見える中、ICT機器等の最適な活用の観点から、コロナ後の教育や学習の在り方についての検討が求められています。

このような中、新しい学習指導要領が完全実施となり、第4期教育振興基本計画が策定された今は、まさに新しい教育への転換期です。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革、各学校の基本方針を具現化するカリキュラム・マネジメント、社会に開かれた教育課程、「特別の教科 道徳」の実施や外国語科の新設、キャリア教育の推進等がその柱です。一人一人の多様な幸せが社会全体の幸せでもある共生社会の実現を目指し、これからの社会の創り手となる子供たちが、不測の事態や急速に変化し予測不可能な未来社会に於いて、自立的に生き、社会の形成に参画するための資質能力を一層確実に身に付けていくことが求められています。

その一方で、学びへの意欲や学力・体力の低下及び二極化、規範意識や倫理観の希薄化、いじめ・不登校による学校生活不適応、家庭・地域社会の教育力低下等の教育課題が山積しています。また、教員の超過勤務、とりわけ副校長・教頭の勤務時間は過労死レベルを超えているといわれています。このような状況の中で、次世代を担う子供たちの健やかな成長や確かな学力の定着、豊かな心の醸成、たくましい体の育成を実現させていかねばなりません。これらの課題解決に向けては、子供たちを取り巻く教育環境や教育条件等で格差を生じさせることなく、等しく良質な義務教育を受けられるようにすることが重要です。

このような時代だからこそ、私たち副校長・教頭は、その責務を果たすため、自らの学校運営力を高め、強いリーダーシップを発揮して、資質・能力に優れた教職員を育成して参ります。また、多様な人材をより効果的に活用する「チーム学校」を視野に入れた組織運営を構築して参ります。そして、学習指導要領が目指す子供像を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を具現化することによって、子供たちに、社会の変化に対応しながら自己実現を図る力を育成して参ります。その力を身に付けた子供たちが、我が国の未来の社会の担い手となると確信し、副校長・教頭としての使命感をもち、リーダーシップを発揮して、子供たち一人一人の豊かな心や生き抜く力を育むとともに、夢や希望に満ちた魅力ある次世代創世の学校教育の実現に日々尽力して参ります。

国及び地方公共団体が、義務教育の質を高め、国民からの信頼を確立し、教育の機会均等を継続させるとともに、世界に誇る学力や人間性を備えた人材を育成することは、国民すべての願いであり、我が国すべての学校の共通する目標です。そのために、教育を支える環境（人的環境及び物的環境）を整備・拡充することは国及び地方公共団体の責務であり、国においてはそれらを国家戦略として取り組むことが重要であると考えます。

私たち全国公立学校教頭会は、高い水準の豊かな教育を実現するためには、教職員の資質の向上と人材の確保が不可欠であるとの認識のもと、少人数学級のさらなる推進等、新たな教職員定数の改善や、諸々の教育課題に対応した教職員等の配置拡充、主幹教諭の全校配置をはじめとする学校運営リーダーの育成、防災対策・避暑対策・ICT機器の活用等を含めた教育の施設・設備等の環境整備、さらには、教職員及び教育管理職の地位向上等の施策を講じることが必要であると、提言します。

この度、令和5年度第65回定期総会において、約2万8千名の会員の総意に基づき、「令和5年度文教施策・文教関連立法並びに予算措置等にかかわる要請」について、別紙のとおり決議いたしました。本要請文の趣旨・内容をご理解いただき、全国一律的な教育施策の実現に向けて、格段のご配慮・ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月2日

全国公立学校教頭会 会長 吉原 勇

令和5年度 要請事項

- 1 義務教育費国庫負担制度の復元・改善、人材確保法の趣旨を堅持する施策並びに教育の機会均等の原則を担保するための施策を講じられるように提言します。
 - (1) 我が国が世界に誇る学力や規範意識を有する人材を育成するため、教育の質をさらに向上させる必要があります。そのため、国家戦略として義務教育のより一層の充実を図り、格差のない全国的なレベルで施策を実現させることが重要です。教育の機会均等の原則に立って、「義務教育費国庫負担制」の負担率を2分の1に復活されるよう要請します。
 - (2) 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(人材確保法)の趣旨を守り、教員の資質向上を図るため、勤務実態調査等の結果を尊重した教員給与制度の改善(教員給与の見直し、教職調整額の検討)が図られるよう要請します。
 - (3) 子供たちが安心して学べるよう、教育にかかる費用の保護者負担を軽減するとともに、地方の財政事情に伴う教育格差が生じないよう、国家が主導して施策の実現を図る責務を果たされるよう要請します。
- 2 「学校における働き方改革」を進め、学校教育の質の向上と学校の組織的運営を支援する施策を講じられるよう提言します。
 - (1) 子供たち一人ひとりに向き合う、きめ細やかな教育を実行するため、また、感染症等の緊急時においても安全な学びの場を保証するため、中学校での35人学級実現、並びに小学校における専科指導の充実や中学校における生徒指導体制の強化、およびそのための法律改正や、定数改善計画の確定を早急に整備されるよう要請します。
 - (2) 教育の質の向上を図り、いじめ問題や特別支援教育における合理的配慮、外国人児童生徒の増加など、学校が抱える様々な問題に対応し、多様な子供たち一人ひとりの状況に応じた教育をより一層推進するための教員の基礎定数化を要請します。
 - (3) 学校の教育力・組織力を向上させる「チーム学校」としての機能を充実させ、教員が児童生徒の指導に当たる時間を十分に確保するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらに、教員や副校長・教頭の事務作業を助ける教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)や中学校における部活動指導員など、学校組織の運営改革を推進し、多様な専門性を持つスタッフを全校規模で配置していただくよう要請します。
 - (4) 学校の教育力の維持向上に向け、教員の資質能力を高めるための人材育成機能を充実させる必要があります。大学の教職課程の充実や教育実習等、学校現場と大学との連携強化や、若手教員育成のための育成指導教員や後補充教員の配置を充実させるよう要請します。
 - (5) 副校長・教頭の業務軽減を早急に行うため、事務職員を全校に配置するとともに、その職務範囲の拡大を図るよう要請します。また、副校長または教頭の複数配置を拡大するとともに、全国的に主幹教諭の配置をさらに拡大するよう要請します。
- 3 学校・家庭・地域の連携・協力を深める教育環境整備のための施策が講じられるよう要請します。
 - (1) 東日本大震災等をはじめとする多くの大規模災害や新型コロナウイルス感染症の拡大を教訓として、自然災害や疫病等により甚大な影響を受けた学校に対して手厚い対応ができるよう、復興加配等の復興教育支援事業の継続ならびに特別予算措置のすみやかな実行を要請します。
 - (2) 子供たちの命を守り、安全・安心を確保するために、いじめ防止・学校安全対策等に関連する人材の配置やSNS等を活用した相談事業の推進等、総合的な取り組みが着実に進められるよう要請します。
 - (3) 学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現および地域づくりに貢献できるよう、コ

コミュニティスクール事業や学校を核とした地域の創生等の取組が一層推進されるような人的配置と予算の確保を要請します。また、学校が未来の社会の担い手を育成するとともに、地域社会の核として人々が集まりやすい拠点となるよう、耐震防災機能や全館冷暖房の施設整備など、施設整備の充実を図るよう要請します。

- (4) 学校のICT環境を改善し、より一層の質の高い教育活動ならびに個別最適な学びを実現するため、GIGAスクール構想の完全実施と機器の適宜更新および学校や家庭等での活用時における高速かつ大容量の通信ネットワークの拡充整備やICT支援員などの人的支援等、新しい時代の学びのための環境整備をさらに進めるよう要請します。

令和5年度 要請文解説

I 「文教施策・文教関連立法並びに予算措置等に関わる要請」の柱立て

1 新型コロナウイルス感染症の影響

- ＊ パンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症の影響は、あまりにも大きい。行動制限や新しい行動様式の普及、感染不安による差別等、人々の社会生活に著しい影響を与えている。
- ＊ 令和2年3月より、学校においても突然の臨時休業要請を受けた、3ヶ月に渡る臨時休業、学校における新しい生活様式による感染防止を最優先に考慮した上での教育課程の実施は、従来の教育活動にとって困難な状況が強いられている。

2 第4期教育振興基本計画より

- ＊ 超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。ICT機器等の最適な活用の観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要である。
- ＊ 共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者の視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（健康で幸せな状態）が実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要がある。
- ＊ 「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」
一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など教職員定数の改善等
- ＊ 新型コロナウイルス感染症を契機として
 - ・ デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
 - ・ 学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

3 学校における働き方改革

- ＊ 学びへの意欲や学力・体力の低下及び二極化、規範意識や倫理観の希薄化、いじめ、不登校、学校生活不適應、家庭・地域社会の教育力低下等の教育課題が山積している。教員は、様々な課題に対峙しなければならない。
- ＊ 教員の超過勤務、とりわけ副校長・教頭の勤務時間は過労死レベルを超えている。この状況で、次世代を担う子供たちの健やかな成長や確かな学力の定着、豊かな心の醸成、たくましい体の育成を実現させねばならない。
- ＊ 部活動指導員、教育業務支援員等の配置

4 副校長・教頭の責務について

- ＊ 自らの学校運営力・リーダーシップを発揮する。
- ＊ 資質・能力の高い教職員の人材育成を図る。
- ＊ 「チームとしての学校」を中心とした組織経営力を高める。
- ＊ 魅力ある次世代創生の学校教育を実現する。

5 国及び地方公共団体の責務について

- ＊ 義務教育の質の向上と教育の機会均等の保持、国家戦略として世界に誇る学力と人間性を育成

する教育施策を展開することは、国民全ての願いである。

- ＊ 限りある財源の有効活用により、人的・物的教育投資や教育諸条件の整備をすることが重要である。

6 全国公立学校教頭会の取組

- ＊ 教職員の資質の向上と人材の確保が不可欠であるとの認識をもつ。
- ＊ 少人数学級のさらなる推進等、新たな教職員定数の改善を提言する。
- ＊ 諸々の教育課題に対応した教職員等の配置拡充、主幹教諭の全校配置等の施策を提言する。
- ＊ 防災対策・避暑対策を含めた教育の施設・設備等の環境整備を図るよう提言する。
- ＊ 教職員及び教育管理職の地位向上等の施策を講じるよう提言する。

II 「要請事項」 要旨

1 義務教育費国庫負担制度の復元・改善、人材確保法の趣旨を堅持する施策並びに教育の機会均等の原則を担保するための施策を講じられるよう提言します。

○ 義務教育費国庫負担制度

負担率 現在 3分の1 今後 まずは 2分の1に復元する

- ・教員給与の国準拠制度が廃止され、公立学校の教員の給与は都道府県の条例で定めることになった。
 - ・国庫負担率が3分の1となり、地方自治体の財政を圧迫して、教育に関連する経費が減らされている。
 - ・教育の質を向上させるために、国家戦略として格差のない施策を実現させるべきである。国庫負担率を増やし、地方自治体の財政の圧迫を解消し、「教員の給与を一般の公務員より優遇することを定め、教員に優れた人材を確保し、義務教育水準の向上を図ることを目的とする」人材確保法の精神に基づき、教育に関連する経費を確保する必要がある。
- 教育の機会均等と教育水準の向上を目指す上で、教員の資質向上を図る必要がある。そのために、勤務実態調査等の結果を尊重した教員給与制度（教員給与の見直し、教職調整額の引き上げ）を実現するための財源を確保する必要がある。
- 三位一体の改革により地方分権に必要な財源が確保された反面、地方自治体によっては教育関連予算の実質的な減少や教育格差が見られる。教育にかかわる財源を確保し、教育にかかる費用の保護者負担を抑制するとともに、地域間の教育格差が生じない方策を講じる必要がある。

2 「学校における働き方改革」を進め、学校教育の質の向上と学校の組織的運営を支援する施策を講じられるよう提言します。

- 近年の国庫負担金の地方財政移管に際して、特定財源としてではなく一般財源として地方に渡されるため、それを教育に係る財源として確保し、教育の充実に充てる。
- 昨今の教育課題解決に関する取組は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。
- GIGAスクール構想の進展に伴う「ICTを活用した校務効率化」は、働き方改革のさらなる推進となり、それが学校教育の質の向上につながる。
- 義務教育標準法が一部改正（H23年4月施行）され、小学校1年生の35人学級が標準化された。その後令和3年4月にも改正され、令和5年 各校1年生から4年生の35人学級が標準化された。その他の学年においては、都道府県ごとに 置によって少人数による学級編制を維持している例も多い。今後も、子供たち一人一人へのきめ細かな教育を実行するとともに、生徒指導上の諸問

題等の様々な教育課題を解決するためには、教職員定数の改善による少人数学級の実現が急務である。義務教育学級編制標準法の改正により、国の制度・負担において国の標準を小・中学校ともに全学年での35人以下学級等の少人数学級とする必要がある。中学校においても早期実現が求められる。

- 少人数学級の実施等、学校が抱える様々な課題に対応するには、加配定数によるものではなく、基礎定数の増員によって実施することが必要である。
- 特別支援教育に関わる対応、外国人児童生徒への支援、いじめ問題への対応等、教員の役割が拡大すると共に一層の専門性が求められている。教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の導入によって、例えば煩雑な事務処理を担わせることによって、学級担任の負担を減らし、児童生徒の指導に当たる時間を増やして、教育の質の向上に寄与することができたという事例がある。他にも、「チームとしての学校」を実現するため、多様な専門性を持つスタッフの配置、諸条件の整備を推進する必要がある。
- 学校教育法第37条に基づき副校長・教頭の未配置校の解消と同条第3項による特別な事情における事務職員不配置規定の削除を図り、全ての学校に副校長・教頭と事務職員を配置する必要がある。全公教の調査で、小中学校合わせて148校もの副校長・教頭未配置校がある。事務職兼務の副校長・教頭は、小学校138校（1.0％）中学校58校（0.8％）となっている。
- 若手教員の資質の向上のために大学における教職課程を充実させ、学校現場でOJT研修を行うなど、質の高い教員を一人でも多く輩出させるような方策を講じる必要がある。
- 近年、専任教員の大幅な不足があり、公立小中学校の校務に支障をきたしている。また、産休・育休を取得する教員が増えて代替教員の不足が深刻な事態となっている。専任教員は、もとより産育休代替等の臨時的任用教員の拡充などの方策が必要である。
- 学校における「働き方改革」の推進が求められているが、「働き方改革」が地域間で温度差なく実現できるよう、国や都道府県が一定の具体策を明確にする必要がある。特に、教員基本定数の拡充や専門スタッフの増員等「人的条件の整備」とともに、IT技術の活用による事務処理業務の簡略化や、学校内外の専門スタッフによる業務分担等を進めて、教員、とりわけ副校長・教頭の業務負担を解消させる必要がある。

3 学校・家庭・地域の連携・協力を深める教育環境整備のための施策が講じられるよう提言します。

- 学校現場において子供たちの安全を確保すること、防災機能を強化すること、復興教育支援事業を充実できるようにすること、いじめの未然防止及び早期発見・継続的対応ができるようにすること等について人的支援を充実させる必要がある。
- 家庭や地域からの要望が多様化・複雑化する中、学校への要望がすべて学校の責任とするものとはせず、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、保護者や地域が学校運営に参画・支援する制度や家庭教育を支援する機関・組織の充実・拡大を一層推進していく必要がある。
- 天変地異等での災害による学校施設設備の安全が問われている。また、気候の変化による酷暑対策の一環として教室・体育館等学校施設的全館冷暖房化等、学校施設の環境改善が求められている。
- 国の教育施策として発進したGIGAスクール構想の実現を踏まえ、国の全ての子供たちが同等の教育環境となるように、整いつつある学級担任も含めた一人一台の端末の配置と同時に、今後の活用に向けたICT環境の維持・改善を進めていく必要がある。今後は、一人一台端末の更新も視野にGIGAスクール構想の継続に向けた取組が求められる。

資料 子供たち一人一人に対するきめ細かな教育の実現と学校における働き方改革の推進等を求める
アピール

次代を担う子供たちの健やかな成長は、すべての大人たちの願いです。子供たちが全国どこに生まれ、どんな家庭環境で育ったとしても、等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、私たち大人、そして国の責務です。

すべての子供たちの学びを保障するためには、学校の指導・運営体制の充実やICT教育環境の整備等、新しい時代の学びの環境整備を進めることが不可欠であり、小・中学校のみならず、高等学校、特別支援学校等のあらゆる学校の教育環境の改善を実現し、より一層の良質な教育を子供たちに約束することが、私たち教育に携わる者の責務であります。

とりわけ、長時間勤務の実態やいわゆる「教員不足」の発生、採用倍率の低下など、教員を取り巻く環境は厳しい状況にあり、持続可能な学校の指導・運営体制の構築に向け、学校における働き方改革の推進をはじめとした教員を支える環境整備により、教職の魅力を上向きさせ、教員に優れた人材を確保することは急務となっています。

以上のことを踏まえ、私たちは日本のすべての人々に、次の事項の実現を強くアピールします。

一、ICTの効果的な活用を含むきめ細かな指導の充実、個別最適な学びと協働的な学びの実現及び次なる感染症等の緊急時においても、すべての子供たちの学びを保障するため、中学校・高等学校も含めた少人数学級の計画的な整備を図るとともに、教科指導の専門性を持った教員による小学校高学年の教科担任制の推進を図るための教職員定数の計画的な改善を行うこと。

一、教員が教員でなければできないことに全力投球できる環境の整備に向け、右の定数改善に加え、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフを充実すること。また、いじめ、不登校などの深刻な状況を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談事業など教育相談体制を充実すること。

一、意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教職員を確保するため、人材確保法の趣旨や今年度実施している勤務実態調査の結果等を踏まえた教員の処遇改善に努めるとともに、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、地方財政を圧迫し、人材確保に支障を生じたり、地域間格差が生じたりすることのないよう、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を行うこと。

一、一人一台端末環境における本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、すべての子供たちの学びを保障し、より一層質の高い教育活動を実現するため、運用面への支援も含めた学校のICT環境の整備充実を進めること。

一、教育投資は未来の日本への先行投資であり、国の最重要事項であることから、右に掲げる諸方策の実現にあたっては、既存の教育予算の削減や付け替え等によるのではなく、計画的・安定的な財源確保を行うこと。

令和4年11月14日

子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会



全国公立学校教頭会 全国要請推進部長会

講師プロフィール

日本大学 文理学部教育学科

教授 末 富 芳 (すえとみ かおり) 氏

山口県出身。京都大学教育学部、同大学院教育学研究科修了。
教育行政学、教育財政学を専門とする。

文部科学省・教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方に関する
検討会議委員（2014年）、
2014年の内閣府から引き続きこども家庭庁こども家庭審議会委員(こどもの貧困)
を務めるなど政府委員を歴任

子どもの貧困対策における学校プラットフォーム化を提言。
参議院文教科学調査室客員研究員（2014年～）

【主な著書】

『教育費の政治経済学』勁草書房、2010年

『教育基本法から見る日本の教育と制度 —改正教育基本法で何が変わるか』

協同出版、2008年[清原正義・本図愛実との共編著

「教育財政システムにおける学校分権の比較研究

—日本・イギリス・スウェーデンを中心に—」

『日本教育行政学会年報』第34号、2008年